

3

緑・水環境の基本方針

豊かな緑や水と人が共存する環境にやさしい都市づくり

3-1. 緑・水環境の目標

緑・水・大気・土壌など本市を取り巻く自然環境を良好な状態で後世に引き継ぐため、森林や市街地周辺の樹林地などの自然を保全しつつ、排水・廃棄物の適正な処理や自然・未利用エネルギー*

の活用を進めるとともに、身近な自然を満喫できる散策路、だれもが憩い、親しめる住宅近くの公園を整備するなど、自然と調和した都市づくりを進めます。

3-2. 緑・水環境の特性（現況と課題）

- 豊富な森林や市街地周辺の樹林地が、本市の緑環境の特性となっており、積極的な保全や育成を図るとともに、市街地内における市民の憩いの場として緑豊かな公園の創出、河川の活用などが必要となっています。
- 本市の樹林地は、およそ80%が民有林で資産保有的所有となっており、所有者の意向により開発などの可能性があります。また、農地についても、農業者の高齢化や後継者難などから不耕作地の増加が進み、農地以外への転用も進行しているため、これら樹林地や農地を保全する取り組みが必要となっています。
- 地球規模の環境問題が指摘されていることから、都市活動により発生する排水や廃棄物などの適正な処理により、自然環境への負荷の少ないまちづくりを進める必要があります。
- 河川については、改修や流域における雨水流出抑制を行い、下水道整備と連携した総合的治水対策を進めてきましたが、身近な住環境に対する市民の関心が高まるにつれて、市民が親しめる親水空間としての活用が求められています。
- 大都市に隣接していることから、市街化調整区域における違法な建築物や廃棄物の投棄、土砂採取に伴う地形の改変や緑の喪失などが見られるため、良好な環境を保全する取り組みが必要となっています。

*自然エネルギー 太陽光、太陽熱、地熱、風力などを利用したエネルギー。

*未利用エネルギー 都市生活から出てくる廃熱や、大気との温度差を利用した河川水、下水処理などの熱といったこれまで利用されていなかったエネルギー。

3-3. 緑・水環境の基本方針

本市における緑・水環境の基本的な方向を次のように定めます。

■ 緑・水環境の基本的な方向 ■

① 緑あふれる都市づくり

身近な公園から大規模な公園まで、地区の特性や市民のニーズをふまえ、特徴のある公園の整備を図るとともに、住宅や施設などの緑化を促進し、緑あふれる都市づくりを進めます。

② 緑環境と調和した都市空間の形成

市民にうるおいと安らぎを与える森林や樹林地、農地などの市街地周辺の緑を保全するとともに、交流の場として活用を図り、緑環境と調和した都市空間の形成を図ります。

③ うるおいのある水環境の保全と創出

下水道施設の整備を促進するとともに、河川や水路などの水質の向上や緑化を進め、景観や水辺の生態系に配慮した、うるおいのある親水空間の保全・創出を図ります。

④ 環境負荷の少ない循環型の都市づくり

公害の防止や廃棄物の減量化・資源化・適正処理を進めるとともに、エネルギーを有効に活用し、市民・事業者・行政の連携により、環境への負荷が少ない循環型の都市づくりを進めます。

(1) レクリエーション空間の創出

○ 子どもから高齢者まで、市民が憩い、やすらぎ、くつろぎ、交わることができる住環境を形成するため、市民の参加を得ながら木や花を増やすなど、緑や水を活かし人にやさしく、親しまれる公園・緑地、河川などの整備を図ります。

① 身近な公園（住区基幹公園）

- 住宅地において子どもが遊び、高齢者や障がい者が憩う空間を創出するため、利用者である地区住民の参加を得ながら公園のあり方を検討するとともに、住民が容易に利用できる範囲に、街区公園*、近隣公園*、地区公園*を適切に配置します。
- 新たに市街地の拡大を検討する大曲幸地区、西の里地区（旧43条区域）においては、適切に住区基幹公園を配置します。

- 住宅の身近にある公園の快適性を維持、増進するため、町内会などの協力を得ながら、公園の維持管理を行います。

② 大規模な公園（都市基幹公園）

- 本市におけるスポーツやレクリエーションなどの場を創出するため、豊かな自然環境を活かし、市民ニーズや機能面などに配慮しながら、ひろしま総合運動公園の計画の再構築や施設整備、緑葉公園の機能の充実に努めます。

③ 歴史的な公園、墓園（特殊公園）

- 旧島松駅通所*やクラーク記念碑*などを活かし、周辺の自然環境との調和に配慮しながら、市内外の多くの人々が集まり、歴史を伝える公園として整備を図ります。
- 北広島霊園は、拡張等に対応した適切な整備、管理を行います。

*街区公園

主として街区内の住民の利用に供することを目的とし、標準面積が0.25haの公園。

*近隣公園

主として近隣住区の住民（小学校区程度）の利用に供することを目的とし、標準面積が2haの公園。

*地区公園

主として徒歩圏内の住民（4近隣住区程度）の利用に供することを目的とし、標準面積が4haの公園。

*旧島松駅通所

駅通所は、人馬を設置し、荷物や文書を引き継いで輸送していく中継所のこと。島松駅通所は、明治6年（1873年）、札幌本道（国道36号）開通の際、沿道の島松に設置された。道内に残る最古の駅通所として、昭和59年（1984年）に国指定史跡となった。

④都市緑地*等

- 自然と調和した身近なところに緑のある都市づくりを進めるため、市街地内の緑や市街地の周辺などにある貴重な樹林地を都市緑地などに指定し、適正な保全・活用を図ります。
- 開拓の歴史を刻む開拓記念公園や平和を願い整備された平和の灯公園などは、都市緑地として適切に維持保全を図ります。

⑤森林

- 市街地に近い森林や樹林地は、豊かな自然を活かした自然観察や野生生物とのふれあいの場として活用を図ります。
- 市の中心部にある国有林などを核とするエリア（北広島レクリエーションの森、ひろしま総合運動公園、平和の灯公園、輪厚川親水空間、中の沢周辺、ふれあい公園、緑葉公園などを含む）は、地区間の連携や市民・市外住民の交流を強めるため、「(仮称) 交流の森」として位置づけ自然と創造の調和した環境づくりを進めます。

⑥河川緑地

- 水と緑にふれられる空間を形成するため、市街地を流れる輪厚川については、協働で木や花による植栽を行い、河川環境を保全しながらうらおいのある親水空間*の整備を図ります。
- その他の河川についても、自然環境に配慮した治水対策にあわせて、河川緑地の保全や創出、親水空間化を進め、河川に沿った緑のネットワークの形成を図ります。

⑦農地

- 市街地近郊の農地については、市民が土にふれ、作物を収穫する体験ができる市民農園や観光農園などの都市型農業の展開により、農地の保全を図るとともに市民と農業者の交流が生まれる環境の創出を図ります。

(2)自然環境の保全

- 水・緑・大気・土壌など本市を取り巻く環境の保全を図るため、公害の防止、大気や水質の保全、乱開発の防止など、市民・事業者・行政が協力して総合的な環境対策を推進し、自然と調和した都市づくりを進めます。

①公害

- 大気汚染や悪臭など公害の防止を図るため、自然環境資源と環境負荷実態を経年的に調査し、環境状況の総合的な把握に努めるとともに、監視体制、指導体制を強化し、市民・事業者・行政が連携して環境問題に取り組む体制づくりを進めます。
- 広域的な公害対策を推進するため、近隣市町や関係機関との連携の強化を図ります。

②大気・水質・土壌

- 大気の保全を図るため、自動車交通の削減や渋滞の緩和、電気自動車などの普及促進について検討を行うとともに、大気の浄化などの環境保全機能をもつ森林、街路樹などの保全、育成を図ります。
- 水質の保全を図るため、市街地内における公共下水道の整備、下水処理センターの機能強化により、汚水排水の適正処理を進めます。
- 公共下水道の処理区域外においては、合併処理浄化槽*の設置を促進します。
- 水質、土壌の保全を図るため、関係事業者の理解を得ながら、ゴルフ場における農薬使用の削減を指導するとともに、農業での農薬使用の削減に努める取り組みを促進します。

③森林

- 良好な環境にある民有林や緑地保全地区として指定予定の南の里の森林、仁別から三島にかけての森林などは、所有者の理解や協力を得ながら借り入れや買い取り、守るべき緑地の指定などにより保全を図ります。
- 貴重な自然資源を後世に継承するため、森林

*クラーク記念碑 札幌農学校教頭 WES・クラーク博士が明治10年（1877年）4月に帰国の際、「ボーイズ・ビー・アンビシャス」の言葉を残した旧島松駅通所のそばに建つ記念碑。

*都市緑地 都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市の自然的環境の保全、改善、都市景観の向上を図るためにもうけられる緑地。

*親水空間 治水機能だけでなく、水辺で遊んだり、河川沿いを散策したりする、水に親しむ機能を持った空間。

*合併処理浄化槽 下水道が整備されていない地域で、し尿と台所などの生活雑排水を合わせ、微生物処理、塩素殺菌等により強化処理する装置のこと。

地域の開発にあたっては開発業者に対して適切な指導を行い、無秩序な乱開発の防止を図ります。

④農地

- 総合的な農業振興策を実施し、食糧生産や環境保全、景観形成、国土保全など多面的な機能をもつ優良な農地を農業施策との連携を図りながら、その保全に努めます。

(3) 廃棄物の適正処理、エネルギーの有効活用

- 自然環境に対する負荷の少ないまちづくりを進めるため、増大する生活廃棄物や産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、資源のリサイクル、省エネルギーの推進、自然・未利用エネルギーの有効活用を進めます。

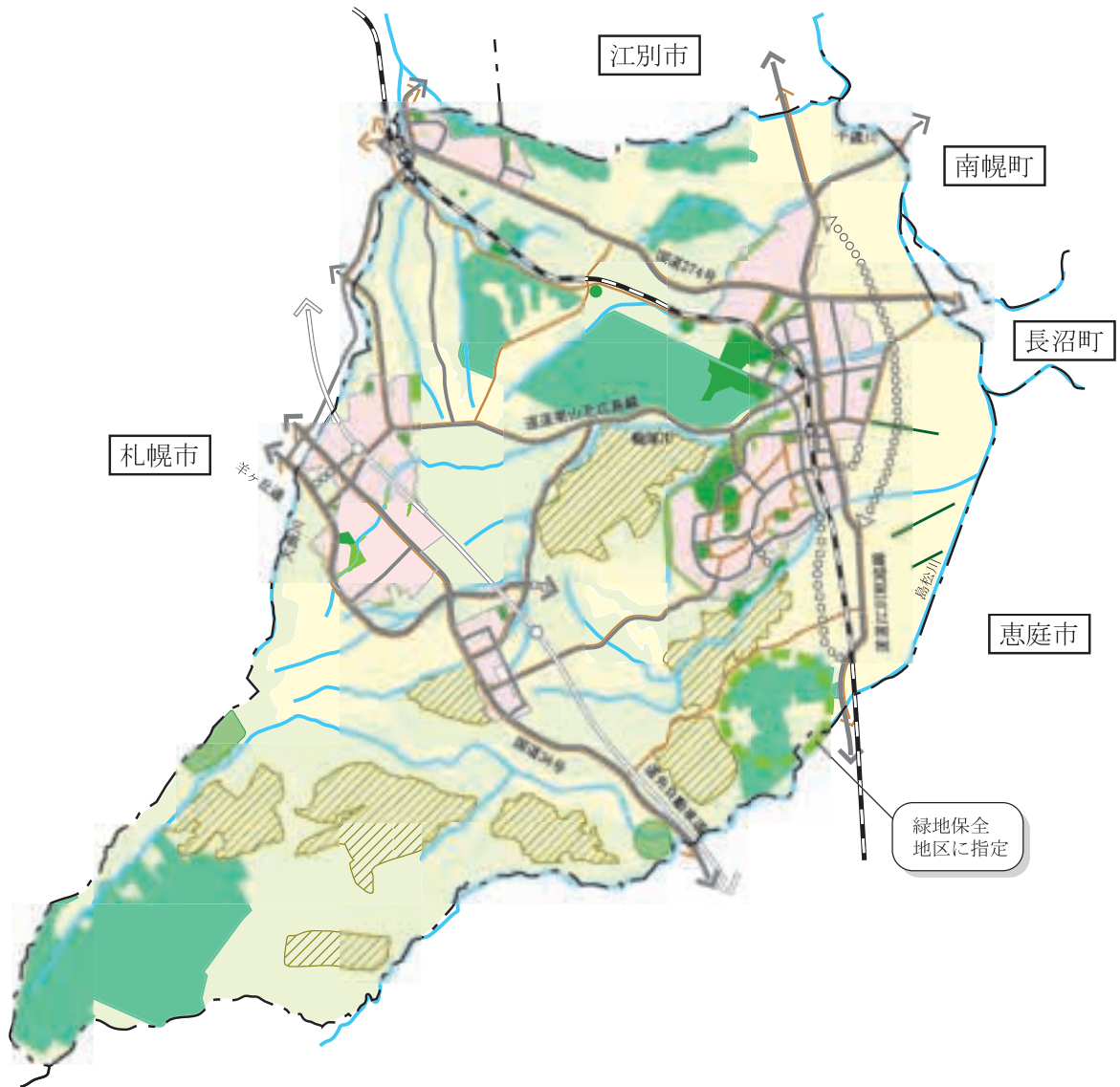
①廃棄物処理、ごみの減量化、リサイクル

- 増大する廃棄物を適正に処理するため、最終処分場の拡張や近隣市町と連携した広域的な処理施設の整備を検討します。
- 緑豊かで良好な環境を守るため、廃棄物の不法投棄対策として、監視体制の充実を図り、適正な処理を指導します。
- 環境への負荷を軽減するため、市民や事業者の協力を得ながら分別収集を強化し、リサイクルを進め、ごみの減量化を図ります。

②省エネルギー、自然・未利用エネルギー

- 限りある資源であるエネルギーを有効に利用するため、市民・事業者・行政が協力して、市民生活や産業活動のあらゆる面で省エネルギー化に努めます。
- 天然ガスなど環境負荷の小さいクリーンエネルギーや、太陽光・風力などの自然エネルギー、河川水・下水熱・雪などの未利用のエネルギーの有効活用を進めます。

緑・水環境方針図



凡 例	
	主な公園
	市街地周辺等の保全すべき緑地
	特殊公園
	公有林
	防風保安林
	ゴルフ場
	河川

